

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間中に、男性職員の育児休業取得率を 30%以上とする。

＜対策＞

- 令和 8 年 4 月～ 育児休業制度の内容や取得手続をまとめた案内資料を作成し、管理職・職員へ周知する
- 令和 8 年 4 月～ 育児休業取得の可能性のある職員が所属する管理職を対象に制度理解促進研修を実施する
- 令和 8 年 4 月～ 育児しやすい職場づくりの取組を、広報誌や採用広報等を通じて積極的に発信し、若手の採用・定着につなげる

目標 2：一人当たりの残業時間を削減する。中期（1～2 年）月 15 時間以内、長期（最終的）月 10 時間未満を目標とする。

＜対策＞

- 令和 8 年 4 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年 1 回実施
- 令和 8 年 4 月～ 業務量の見直し、DX 化による事務の効率化などの取組実施
- 令和 8 年 4 月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標 3：令和 13 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。

＜対策＞

- 令和 8 年 4 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 8 年 4 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始